

短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護

重要事項説明書
利用約款

社会医療法人 延山会
老人保健施設
苫小牧健樹園

老人保健施設 苫小牧健樹園

介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護に関する重要事項説明書

[令和7年4月1日現在]

1. 法人の概要

・法人名	社会医療法人 延山会
・設立年月日	昭和53年12月5日
・法人所在地	北海道札幌市北区新川西3条2丁目10番1号
・電話番号	011-764-3021
・代表者氏名	理事長 河口 義憲

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	老人保健施設 苫小牧健樹園
・開設年月日	昭和63年7月1日
・所在地	北海道苫小牧市澄川町7丁目9番18号
・電話番号	0144-67-3111
・ファックス番号	0144-67-3114
・ホームページ	http://www.sumikawa-hp.com
・施設長氏名	北尾 研二
・介護保険指定番号	0153680012号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーションといったサービスを提供し在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的を達成する為に、総合的リハビリテーションを中心に明るい家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

※ 介護老人保健施設の理念と役割、当施設の運営方針と介護理念については、別紙1に記載しておりますのでご覧下さい。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	主な業務内容	備 考
医 師	1 (兼務)	1	定期的な診察による適切な診断	管理者・施設長 1
看護職員	5	1	医師の指示下での状態把握と看護業務	
薬剤師		1	処方箋による処方と薬剤管理	
介護職員	17	7	食事、入浴、排泄等の介護サービス	介護福祉士 19
支援相談員	2	1	相談支援業務と関係機関との連携等	社会福祉士 3 精神保健福祉士 1
理学療法士	2		機能回復・動作能力向上訓練	
作業療法士	2		主に上肢・精神機能回復訓練	
言語聴覚士		1	言語訓練、摂食・嚥下訓練	
レクリエーションワーカー	2		レクリエーション・サークル活動等の実施	
管理栄養士	1		栄養管理と食事指導	
介護支援専門員	1		施設サービス計画等の作成	
事務・その他	2	1	事務全般・設備管理	

※ 上記における兼務及び非常勤とは、併設事業所の業務も兼務している者です。

※ 上記の内容は基準の範囲内において変更する場合があります。

(4) 入所定員等 (入所療養介護を含む)

- ・ 定 員 8名
- ・ 療養室 多床室 (2人部屋) ・ 多床室 (4人部屋)

3. 短期入所療養介護サービスについて

(1) 介護保険証・健康保険証等の確認

サービスの利用に当たっては、介護保険証を確認させていただきます。

尚、緊急時に病院受診の対応を要する場合がありますので、各種健康保険者証、医療受給者証、減額認定証等もあわせて事務窓口へご提示いただきます。

(2) サービス内容 (介護予防含む)

当施設でのサービスは、要支援及び要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス・支援計画、居宅介護サービス計画に基づき当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及びリハビリテーション、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び、精神的負担の軽減を図るため提供されます。

サービスを提供するにあたっては、利用者・家族等の希望を十分に受け入れ、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって（介護予防）短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、計画の内容について同意をいただくようになります。

① 短期入所療養介護計画の立案

3泊4日以上のご利用の場合に作成します。

② 食 事

食事は原則として食堂でおとりいただきます。

・朝食 7時30分 ～ 8時00分

・昼食 12時00分 ～ 12時30分

・夕食 18時00分 ～ 18時30分

③ 入 浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には機械浴で対応します。週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

⑤ 口腔ケア

協力医療機関の歯科医師又は歯科衛生士と連携を図りながら行います。

⑥ 介 護

短期入所療養介護計画に基づいて、それぞれの方にあわせた介護を行います。

⑦ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

リハビリテーション実施計画に基づき、トレーニングルームやレクルーム等にて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練を行います。

又、その他のスタッフが行う、施設内での全ての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

⑧ 栄養管理

一人一人の健康・栄養状態を把握し、低栄養状態の予防・改善に取り組みます。

⑨ 相談援助サービス

専門のソーシャルワーカー（支援相談員）が様々な相談をお受けし必要な支援を行います。

⑩ 理美容サービス（短期入所療養介護計画外：原則月2回、希望者に実施します）

⑪ 行政手続き代行

介護保険要介護更新申請代行などを行います。

⑫ その他

※これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4. 利用料金

(1) (介護予防) 短期入所療養介護費等について

① (介護予防) 短期入所療養介護費

*介護保険制度では、要介護認定による要支援・要介護の程度により利用料が異なります。

以下は1日あたりの基本額を、1割負担の金額で記載しております。[2割・3割負担の方は下記の料金にそれぞれの割合を乗じた額となります]

*諸条件により基本額が変更となる場合があります、その際には、都度ご説明させていただきます。

項 目	区 分	金 額 (×利用日数)
介護老人保健施設 (介護予防) 短期入所療養介護費 【多床室基本型】	要支援1	613円
	要支援2	774円
	要介護1	830円
	要介護2	880円
	要介護3	944円
	要介護4	997円
	要介護5	1,052円

② その他の加算等について

*1割負担の金額で記載しております。

項 目	金 額
夜勤職員配置加算 入所者の数が20又はその端数を増す毎に1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員が2名を超えて配置している場合に加算されます。	24円/日
サービス提供体制強化加算 (I) (II) (I) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上、勤続10年の介護福祉士の占める割合が35%以上あり、サービスの質の向上に資する取り組みを実施している場合に算定。 (II) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に算定。	(I) 22円/日 (II) 18円/日
個別リハビリテーション実施加算 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づき個別リハビリテーションを行った場合。	240円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 在宅復帰・在宅療養支援等指標が各規定数値以上である場合に算定	51円/日
送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められた方に送迎を行った場合。	184円/片道
緊急短期入所受入加算 (介護予防を除く) 利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた場合であって、かつ居宅サービス計画において短期入所を利用することが計画されていなく緊急に行った場合	90円/日 7日を限度

療養食加算 医師の指示に基づく病状に適した特別な食事を、管理栄養士又は栄養士の管理の下に食事を提供した場合。	8円/回 1日3回を限度
口腔連携強化費 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合に算定。	50円/回 1月に1回を限度
緊急時治療管理費 利用者の容態が急変した際に、緊急時に所定の対応を行った場合。	518円/日
重度療養管理加算（介護予防を除く） 要介護4・5と認定されている利用者で、以下該当者へ計画的な医学管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合 <ul style="list-style-type: none"> ・常時頻回の喀痰吸入を実施している状態 ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ・中心静脈注射を実施している状態 ・人工腎臓を実施しており、かつ重篤な合併症を有する状態 ・重篤な心機能障害、呼吸障害等により、常時モニター測定を実施している状態 ・膀胱又は、直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつストーマの処置を実施している状態 ・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ・褥瘡に対する治療を実施している状態 ・気管切開が行われている状態 	120円/日
特定治療費 やむを得ない事情により行われるリハビリテーション・処置・手術・麻酔・放射線治療を行った場合に算定されます。	医療診療報酬点数表に基づく点数
業務継続計画未実施減算 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置をとっていない場合	所定単位数の 1.0%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算 虐待の発生、再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の 1.0%減算
身体拘束廃止未実施減算 身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合	所定単位数の 1.0%減算
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 厚生労働省が定める施設基準を満たし、介護職員の賃金の改善等を実施している事業所として都道府県に届出を行っている介護老人保健施設が、利用者に対し施設サービスを行った場合。	(介護予防)短期入所療養介護費と各種加算を合計した金額に 7.5%を乗じた額

※その他、上記以外にも厚生労働大臣が定める基準により料金が加算される場合があります。

※尚、上記①・②の費用については、高額介護サービス費の対象となります。

(2) 介護保険給付対象外の費用について

① 食費・居住費

入所者 負担段階	居 住 費	食 費	備 考
第4段階	437円/日	1,445円/日	【食費内訳】 朝：380円 昼：550円 夕：515円 尚、食費・居室費につきまして、 負担限度額認定を受けている場 合には、認定証に記載されてい る負担額が、1日にお支払い いただく上限となります。
第3-②段階	430円/日	1,300円/日	
第3-①段階	430円/日	1,000円/日	
第2段階	430円/日	600円/日	
第1段階	0円/日	300円/日	

※各段階の対象者は以下の通りです。

第 1 段 階：生活保護受給者又は、市町村民税世帯非課税かつ、老齢福祉年金受給者。

かつ、預貯金等資産が1,000万以下（夫婦の場合2,000万円以下）

第 2 段 階：前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万9000円

以下の方。かつ、預貯金等資産が650万以下（夫婦の場合1,650万円以下）

第3-①段階：前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円9000円

超120万円以下の方。かつ、預貯金等資産が550万以下（夫婦の場合1,550万円以下）

第3-②段階：前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円以上の

方。かつ預貯金等資産が500万以下（夫婦の場合1,500万円以下）

第 4 段 階：上記以外の方

*第1・2・3段階の減額の対象となるのは、世帯全員市町村民税が非課税の方です。

② その他の料金について

項 目		金 額	備 考
日用品費	バスタオル	85円/日	サービス提供申し込み票にて、ご利用されるサービスをお申し込みください。尚、タオルのセット利用(330円)をされる方には、施設サービス品(別紙2)も提供されます。
	フェイスタオル	120円/日	
	おしぼりタオル	125円/日	
肌着セットA (半袖シャツ・長袖シャツ)		60円/日	サービス提供申し込み票にて、ご利用されるサービスをお申し込みください。
肌着セットB (ももひき・靴下)		54円/日	
パジャマセット(上下)		155円/日	
テレビレンタル		110円/日	
冷蔵庫使用料		55円/日	個人用貸し冷蔵庫使用料(電気代含む)。ご希望時は別途届け出が必要となります。
行事参加費(選択行事)		実 費	施設で行なう行事に参加される場合。
サークル活動費		実 費	サークル活動へ参加される場合(別紙3)
電気代(個人用)		実 費	各種電化製品を持ち込まれる場合、別途届け出が必要となります。(別紙3)
理美容代		実 費	顔そり：1,100円 カット・顔そり：1,800円 パーマ：3,700円
文書料		実 費	(別紙3)
その他		実 費	(別紙3)

(3) 支払い方法

① 退所される当日に請求書をお渡しいたしますので、窓口でお支払いいただくか、振込みでのお支払い(手数料は利用者様負担)となります。

振込先に関しましては、領収書の下部に記載されておりますので、ご確認ください。

② 送迎時にお支払いをご希望の場合は、事前にお申し出の上、お手数をおかけいたしますが、前日にお電話で金額をご確認いただき、お釣銭のない様にご準備ください。お釣銭がある場合、送迎担当者がお預かりできませんので、ご了承ください。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名 称：社会医療法人延山会 苫小牧澄川病院

診療科目：内科、循環器内科、胃腸内科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科

住 所：苫小牧市澄川町7丁目9番18号

6. 施設利用に当たっての留意事項

当施設では、下記の留意事項についてご理解をお願いしております。

- (1) 面会：原則、正面玄関開錠時の7：50～20：00となっております。お越しの際には、面会簿にご記入下さい。
- (2) 外出・外泊：希望される方は、担当医の許可が必要なため、事前にお申し出いただき、窓口にて所定の手続きをして下さい。
*感染症予防対策上、上記の面会・外出・外泊を制限させていただく場合があります。
- (3) 喫煙・飲酒：施設内及び敷地内は禁煙となっております。飲酒については、行事等の限られた機会のみ可能となっておりますが、病状によっては禁酒とさせていただく場合があります。
- (4) 所持品の持ちこみ：居室備え付けのタンス等に収納可能な範囲で持参下さい。
- (5) 金銭・貴重品の管理：多額の現金、貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。盗難等が発生しましてもその責任は負いかねます。また、事情によっては、当施設でお預かりすることもできますのでご相談下さい。
- (6) 施設以外の医療機関の受診：医療機関を受診する際（外出・外泊時含む）には、当施設からの依頼状が必要ですので、必ず事前に職員にご連絡下さい。
- (7) 洗濯は、当園では行いません。送迎時にまとめてお届けいたします。長期になる場合は、ご家族様または委託業者への依頼となりますのでご相談下さい。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、下記の禁止事項についてご理解をお願いしております。

- (1) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等
- (2) 施設内での火器の使用
- (3) 他の人との金銭・物品の貸借
- (4) 他の人への迷惑行為
- (5) 施設内のルールや風紀を乱すこと
- (6) 施設内での暴言・暴力などの危険行為
- (7) 決められた物以外の持ち込み

8. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対する身体拘束は行いません。適正化のための必要な措置を講じるとともに、やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 当該利用者、又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、抑制廃止委員会を緊急招集し検討の上、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。
- (2) 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③ 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

9. 虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

10. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設置し、その発生を防止するための体制を整備します。

11. 非常災害対策

当施設は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努めます。
- (2) 火災の発生や地震等が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たります。
- (3) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時
- (4) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

1 2. 衛生管理

当施設は、衛生管理に努め、感染症及び食中毒等の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (2) 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため感染予防対策委員会を設置し、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- (3) 必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 3. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時における利用者への継続的なサービス提供のため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 事故発生時の対応

当施設は安全かつ適切な介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のため安全管理委員会を設置し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。またサービス提供等に事故が発生した場合、速やかに利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 5. 賠償責任

- (1) 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- (2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

16. 個人情報の保護および職員の守秘義務

当施設は、ご利用になる方の個人情報につきましては、「個人情報保護に関する法令」を遵守し、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び、当事業所の「個人情報保護規定」「個人情報保護方針（別紙4）」に従いその情報保護に取り組めます。

- (1) 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行なうこととします。
 - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- (2) 上記以外の個人情報の取り扱いにつきましては、「当院・当施設における個人情報の利用目的（別紙5）」をご確認下さい。
- (3) 個人情報の守秘義務につきましては、利用終了後や職員の退職後も継続されます。

17. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門職としてソーシャルワーカー（支援相談員）が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。要望や苦情などは、担当の支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。（別紙6）

【 電話番号0144-67-3111 代表：苫小牧澄川病院 総合相談センター内 】
苦情解決責任者：北尾研二 受付担当：中山由香里・工藤真美

- (1) 平日のご来院が難しい方、匿名をご希望の方は、総合相談センター前及び外来に専用の用紙と回収箱を用意しておりますので、そちらをご利用下さい。
- (2) 当施設窓口の他に行政機関（各市町村介護保険担当課）や国民健康保険団体連合会でも受付けております。

苫小牧市役所：0144-32-6111

国民健康保険団体連合会：011-231-5175

18. 系列事業所及びその所在地

○医療機関

苫小牧澄川病院	北海道苫小牧市澄川町7丁目9番18号
北成病院	北海道札幌市北区新川西3条2丁目10番1号
西成病院	北海道札幌市手稲区曙2条2丁目2番27号

○介護医療院

苫小牧澄川病院介護医療院 北海道苫小牧市澄川町7丁目9番18号

○指定居宅介護支援事業所

介護相談センターすみかわ 北海道苫小牧市澄川町7丁目9番18号

介護老人保健施設の理念と役割

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、ご家族様や地域の人々・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

①包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

②リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に集中的な維持期リハビリテーションを行います。

③在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

④在宅生活支援施設

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

⑤地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、様々なケアの相談に対応します。市町村自治体や各種事業者、保険・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

苫小牧健樹園の運営方針

- 当施設は、施設サービス計画に基づいて、看護・医学的管理下における介護、及び機能訓練、その他必要な医療等利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように総合的に援助し、利用者の家庭への復帰を目指すと共に在宅生活の継続を支援します。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の保健医療サービスや福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

苫小牧健樹園の介護理念

- その人を敬い、その人の気持ちを大切に、その人の立場にたって考え、優しく誠意を持ったケアを行います。
- その人の望む生活を最大限サポートし、その人らしい生活の実現を目指します。
- その人、一人一人の状況や段階に合わせた適切なケアプランの立案に努めます。
- 安全で安楽な居心地のよい環境づくりを心掛けます。
- サービスの向上を目指して、常に自己研鑽に努めます。

【別紙2】

アメニティ導入品

No	提供商品	使用用途	備考
1	入れ歯洗浄剤	口腔ケア関係	
2	入れ歯専用洗浄ブラシ	〃	
3	入れ歯ケース	〃	
4	歯ブラシ	〃	
5	歯磨き粉	〃	
6	舌ブラシ	〃	
7	モアブラシ	〃	口腔内粘液洗浄用球状ブラシ
8	口腔内清拭用ウェットシート	〃	
9	リンスインシャンプー	手・体衛生関係	
10	ボディーソープ	〃	
11	ミルクローション	〃	
13	ボディタオル	〃	
14	浴用手袋	〃	洗身用手袋
15	固形石鹸	〃	
16	入浴剤	〃	
17	ボックスティッシュ	その他	
18	レジ袋	〃	洗濯物入れ
19	プラスチックコップ	〃	
20	蓋つきコップ	〃	
21	ストロー	〃	
22	食事用エプロン	〃	

※状況により商品が変わる場合がありますのでご了承ください。

洗濯付きリース導入品

No	提供商品	使用用途	備考
1	バスタオル	入浴用	週2回の入浴/4枚
2	フェイスタオル	清拭用・洗面用	一日一人あたり/2枚
3	おしぼり 青	清拭用	一日一人あたり/6枚
4	おしぼり 白	食事用	一日一人あたり/3枚

【別紙3】 その他の料金について

◎ サークル活動費

※別途『サークル活動参加申込書』が必要となります。
 ※金額は、活動内容によって変更させていただく場合があります。

サークル名	金額(税別)	備考
書道サークル	40円/回	半紙、色紙、墨汁、筆購入費など
絵手紙サークル	50円/回	半紙、巻紙、はがき、顔彩、筆購入費など
茶道サークル	80円/回	抹茶、懐紙、お菓子、茶筌購入費など
華道サークル	1,100円/回	花材代
山月サークル	150円/回	花器制作材料、生花購入費など
音楽サークル	50円/回	歌詞カード代など
手芸サークル	実 費	個別に作品を制作するための材料費がかかるため、作品制作開始時に費用についてご連絡します

◎ 電気代(個人用)

※別途届け出が必要となります。

持ち込み電化製品	金額(税込)	備考
テレビ	55円/日	テレビ、アンテナ線、イヤホン、耐震道具をご持参ください。
携帯電話充電器	110円/月	充電器はご自身の物をご使用ください。
上記以外の電気機器	110円/月	ラジオ、CD・DVD機器などはご自身の物をご使用ください。

◎ 文書料

項 目	金額(税込)	備考
施設入所用健康診断書	2,200円	
身体障害者診断書・意見書	3,850円	
特定疾患・指定難病 各種臨床調査個人票	4,400円	
年金関係診断書	5,500円	
生命保険障害診断書	8,800円	
その他	実 費	

◎ その他

項 目	金額(税込)	備考
請求書送付手数料	136円	希望により請求書等を指定先へ郵送した場合
写真代(Lサイズ)	50円	希望により写真を購入された場合
各種オムツ代(外泊時)	実 費	メーカー、サイズ等により金額が異なります
各種パット代(外泊時)		
寝巻	実 費	
エンゼルセット	実 費	
作業療法作品費	実 費	作業療法作品をご自身が引き取りを希望された場合
その他	実 費	個人が必要とする歯科衛生品、消耗品等で、負担する事が適当と認められるもの

個人情報保護方針

当事業所では、患者様等の個人情報を適正に取扱うことは、医療・介護サービスに携わる者の重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を重要課題と捉えて取り組んでおります。このような背景に鑑み、個人情報の取扱いについて、次のように宣言致します。

1. 個人情報に関する法令・規範の遵守業務上で個人情報の保護に関する法令、及び行政機関等が定める個人情報に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。
2. 個人情報保護施策の強化個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩の予防に努め、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。
3. 個人情報保護に関する意思統一の徹底個人情報の取り扱いに関する規程を明確にし、従事者に周知徹底します。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取扱うよう要請します。
4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進自主的に的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し、推進致します。

当院・当施設は患者様の個人情報保護に 全力で取り組んでいます

当院・当施設は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。
個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

院長・施設長

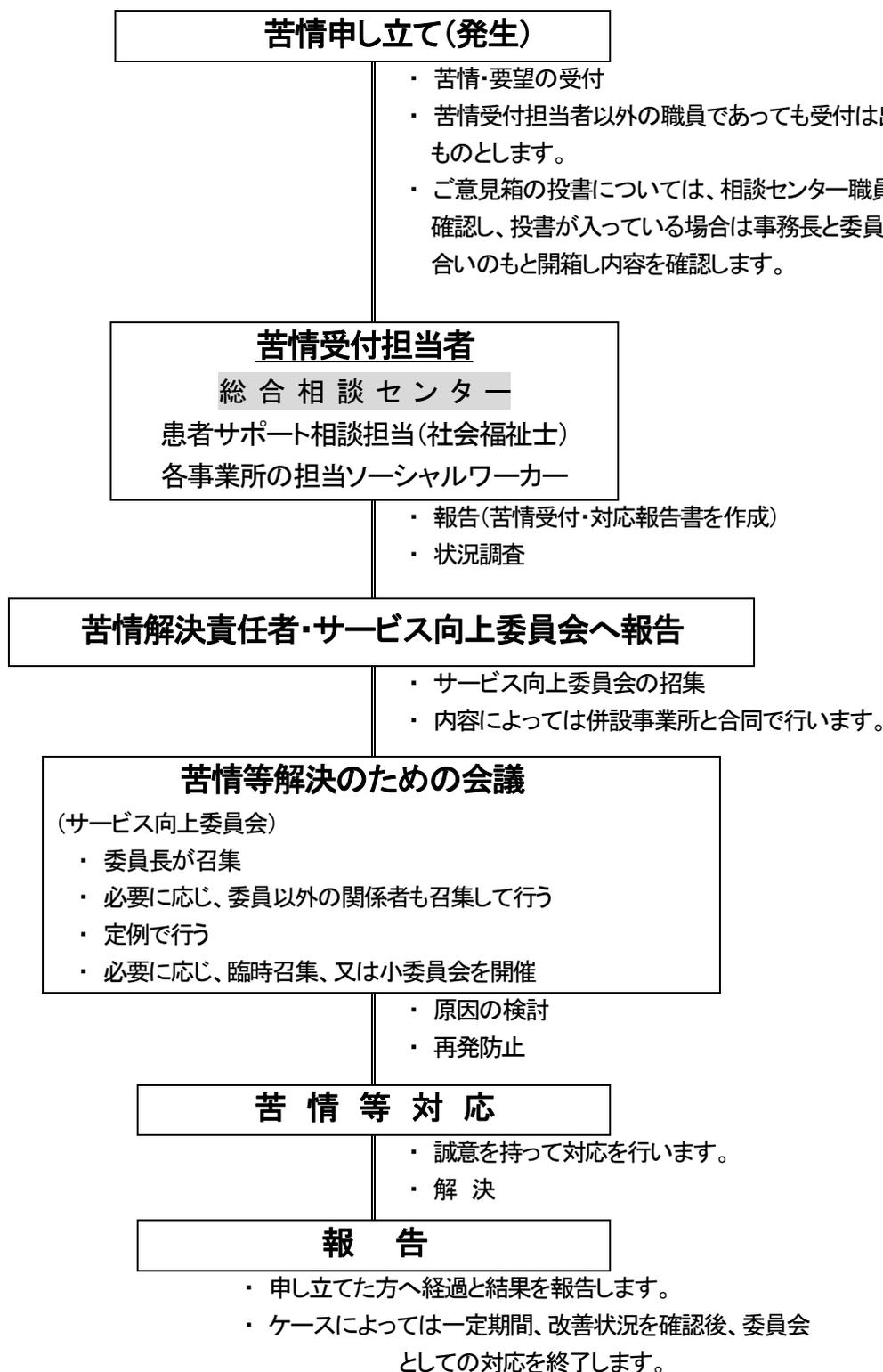
当院・当施設における個人情報の利用目的

- 医療提供
 - ▶ 当院・当施設でのサービスの提供
 - ▶ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - ▶ 他の医療機関等からの照会への回答
 - ▶ 患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ▶ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ▶ ご家族等への病状説明
 - ▶ その他、患者様への医療提供に関する利用
- 診療費・介護サービス費請求のための事務
 - ▶ 当院・当施設での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
 - ▶ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ▶ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ▶ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - ▶ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- 当院・当施設の管理運営業務
 - ▶ 会計・経理
 - ▶ 医療事故等の報告
 - ▶ 当該患者様・入所者様の医療サービスの向上
 - ▶ 入退院・入退所等の病棟・居室管理
 - ▶ 病室・居室等における氏名の掲示
 - ▶ その他、当院・当施設の管理運営業務に関する利用
- 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- 医師賠償責任保険等などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当院・当施設において行われる医療実習・介護専門職等の研修への協力
- サービスの質の向上を目的とした当院・当施設内での症例研究
- 外部監査機関への情報提供
- 当院・当施設における患者様の呼び出し時の固有名詞の使用
- 機関誌、その他の広報活動における行事等の写真の掲載

付記

- 1.上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2.お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3.これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

当事業所における苦情等の対応体制



○1F総合相談センター入口横・外来・2F食堂・3F及び4Fエレベーター前にご意見箱が設置されておりますので、ご利用ください。

○第三者機関はポスター・入院(所)案内・重要事項説明書等によりご確認下さい。

○苦情の内容によっては北海道・苫小牧市介護福祉課・その他関係機関へ報告、協議する場合があります。

介護老人保健施設入所利用約款

第1条（約款の目的）

老人保健施設 苫小牧健樹園（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条及び第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもつて、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、前項に定める事項の他、本約款、老人保健施設苫小牧健樹園重要事項説明書の改定が行われた場合は、新たに同意書を提出していただきます。

第3条（身元引受人）

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と同連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第4条（利用者からの解除）

利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡する者とし（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

第5条（当施設からの解除）

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

第6条（利用料金）

利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、「介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護費等について」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日（土・日・祝祭日の場合は翌日）に発行し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を発行します。

第7条（記録）

当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

第8条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

第9条（個人情報保護および職員の守秘義務）

当施設は当施設をご利用になる方の個人情報につきまして、関係法令を遵守してその保護に取り組みます。

2 当施設とその職員は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

③ その他

3 個人情報の守秘義務につきましては、利用終了後や職員の退職後も継続されます。

第10条（緊急時の対応）

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第11条（要望又は苦情等の申出）

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員（ソーシャルワーカー）に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

第12条（事故発生時の対応）

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第13条（賠償責任）

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第14条（利用契約に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。